

事務連絡

令和3年12月24日

体育館使用者各位

調布市教育委員会

教育総務課施設担当課長

学校教育活動以外で体育館を使用する場合の空調設備の暖房運転  
について（通知）

調布市教育委員会では、夏季の猛暑等により、教育活動中の児童・生徒が熱中症等の重大な健康被害に陥ることを防止するため、教室等に空調設備の整備を進めてきました。平成23年度には普通教室、平成30年度には特別教室へ整備が完了し、体育館への整備は令和3年度中に完了予定です。

学校教育活動以外で体育館を使用する場合についても、熱中症予防の観点から、令和3年度の暫定措置として既に整備が完了した学校における体育館の空調設備の冷房運転使用を許可することとしました（令和3年6月24日付け「学校教育活動以外で体育館を使用する場合の空調設備の運用について（通知）」）。

しかしながら、空調設備の暖房運転は、冷房運転に比べ、ガスの使用量が増加するとともに、運転開始から暖房の効果が出るまでに時間がかかるため、使用時間が長くなります。使用量の増加に加え、ガスの従量料金が上がっている中、学校教育活動以外での空調設備の無償使用は、学校教育活動のための光熱水費予算を逼迫させるため、現在の厳しい財政下においては困難な状況です。

このため、学校教育活動以外で体育館を使用する場合の空調設備の暖房運転については、従来通り使用不可とさせていただきますので、御理解・御協力をお願い申し上げます。

（担当 施設管理係 馬場 電話 042-481-7467）